

Web **労働おおいた**
 Roudou ITA

2015/11

第 40 号 (通巻第 734 号)
 制作・発行
 大分県商工労働部労政福祉課

平成28年1月から 雇用保険の届出にはマイナンバーの 記載が必要となります

1. マイナンバー制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。
- 平成 27 年 10 月から、マイナンバー（個人番号）・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。
- 雇用保険関係では、被保険者資格取得届などに個人番号を記載してハローワークに届け出ることが必要です。
- 今後、個人番号をキーにした事務処理を行うことにより、行政事務の効率化や雇用保険業務の適正な運営を行うことを目的としています。

2. 個人番号の記載が必要となる届出

- 個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続に使用する番号で、雇用保険業務では被保険者の資格取得や確認、給付などに利用します。
- 雇用保険業務においては、平成 28 年 1 月から、被保険者資格取得届・資格喪失届などに個人番号※を記載してハローワークに届け出ることが必要です。在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってお知らせすることとされています。

※ハローワークから事業主に返戻する書類には個人番号は記載されません。

● 様式一覧（事業主提出用）

- ① 雇用保険被保険者資格取得届 ② 雇用保険被保険者資格喪失届氏名変更届 ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書※
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書※ ⑤ 介護休業給付金支給申請書※

※事業主が提出する場合には労使間で協定を締結することが必要です。

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178 (無料)

平日 9時30分～22時00分
 土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 (有料)

- マイナンバー制度のお問合せは 050-3816-9405
- 通知カード・個人番号カードのお問合せは 050-3818-1250

目次

- 平成28年1月から雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります P1
- 11月は過労死等防止啓発月間です P2
- 平成27年度地域労働講座を開催 P2
- 大分県の最低賃金が変わりました P2
- 「ハラスメント・いじめ・嫌がらせ」年末集中労働相談会を行います P3
- 12月4日から10日は人権週間です P3

- 労務管理アドバイス P4
- 主要労働経済指標 P5
- 仕事と子育て両立支援モデル企業に指定証を交付しました P6
- ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催 P6
- 新規学校卒業者を採用する際は労働関係法令の規定などを確認してください P6
- 県内の動き、労委だより P7
- 各種お知らせ P8

11月は過労死等防止啓発月間です

平成26年11月1日に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

大分労働局でも、取り組みの一環として、労働基準監督署による事業所の重点監督、労使の主体的な取組を促すための各種労使団体や主要企業に対する周知・要請、労働者からの専用相談電話の設置、過重労働防止のセミナー、シンポジウムの開催など、「働き方改革」に向けた取組が実施されます。

大分県においても、「過労死等防止啓発月間」中の諸行事や労働相談の場、市町村広報誌、ホームページ等で周知を行うほか、過重労働防止等をテーマにした労働講座を開催しました（次項参照）。

平成27年度 地域労働講座を開催

県労政福祉課では、平成27年度地域労働講座を県内5会場で開催しました。（延べ149名受講）

○東部地域労働講座【10月29日(木)】

（別府市ニューライフプラザ）

「人材確保や危機管理のために～変形労働時間制での労務管理改善～」をテーマに、特定社会保険労務士の轟憲人氏による講演を行いました。受講者26名。



「労働法から見た労務管理の注意点～社員が安心して働ける企業は発展する～」をテーマに、弁護士の山下昇悟氏による講演を行いました。受講者34名。

○南部地域労働講座【11月11日(水)】

（県臼杵総合庁舎）

「職場のパワーハラスメントを防ぐために～アンガーマネジメントの手法から～」をテーマに、社会保険労務士の篠原丈司氏による講演を行いました。受講者19名。



○北部地域労働講座【11月4日(水)】

（県中津総合庁舎）

「実例から考える労働時間管理の必要性～長時間労働削減へのヒント～」をテーマに、社会保険労務士の福剛氏による講演を行いました。受講者43名。



○西部地域労働講座【11月10日(火)】

（県日田総合庁舎）



○豊後地域労働講座【11月17日(火)】

（県豊後大野総合庁舎）

大分労働局と共催して、「安心して働くことのできる職場づくり～過労死を含む労働災害の防止等について～」をテーマに、豊後大野労働基準監督署長の谷口幸康氏による講演を行いました。受講者27名。

大分県の最低賃金が変わりました

大分県最低賃金(地域別)は平成27年10月17日から

1時間677円 → **694円** に変わりました！

事業所で働く人（嘱託、臨時、パートタイマー、アルバイトを含む。）に支払う賃金は平成27年10月17日から上記の最低賃金額を下回ることはできません。

※ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる賃金であって、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られます。したがって、①賞与、結婚手当などの臨時の賃金②時間外労働などの時間外割増賃金③休日労働などの休日割増賃金④精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれません。

最低賃金についてのお問い合わせは、大分労働局労働基準部賃金室（Tel. 097 - 536 - 3215）又は、最寄りの労働基準監督署にご照会ください。

「ハラスメント・いじめ・嫌がらせ」年末集中労働相談会を行います。

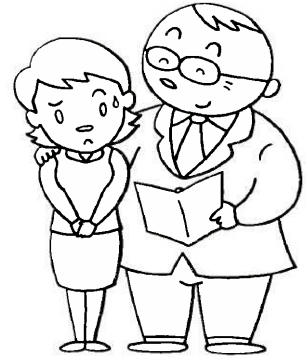
職場のハラスメントやいじめ・嫌がらせに関する労働相談は、全国で62,191件（平成26年度、前年度より2,994件の増）、県内では432件（平成26年度、大分労働局集計）と、近年、増加傾向にあります。県労政・相談情報センターが受けた「ハラスメント・いじめ・嫌がらせ」に関する相談でも、平成25年度が117件、平成26年度が122件と、全国同様に増加しています。

このようなことを受け、**大分県では、12月17日（木）～20日（日）の4日間、年末集中相談会を実施します。**

- ＜相談場所＞ 県庁舎本館7F 労政福祉課（大分市大手町3-1-1）
- ＜相談時間＞ 12月17日（木）と18日（金）は、8時30分～19時
12月19日（土）～20日（日）は、10時～19時

【相談事例】

- ・上司のパワハラでうつ病、不眠症になった。
- ・産休、育休を取得しようと思っていたら、退職を強要された。
- ・「子どもがいると年休を多く取得する」との理由で、手当が不支給となり、ボーナスも減額された。
- ・同僚に話しかけても無視される。 など



職場での、パワハラやマタハラ、いじめ、嫌がらせなど、職場でのトラブルに関する相談は、年々増加しています。被害に遭うと体調を崩して働けなくなったり、退職に追い込まれたりすることがあります。そうならないためには、早めに解決することが大事です。

- ＜相談方法＞ ○来所相談
※12月19日（土）と20日（日）は閉庁日のため、来所される方は、県庁舎本館裏玄関の監視室に「労働相談に来た。」とお伝えください。職員が、お迎えに上がります。
- 電話相談 当日は、電話相談もできます。 ☎0120-601-540
携帯電話・公衆電話などからは、☎097-532-3040
- ・秘密厳守 ・相談無料 ・予約不要
- ＜お問い合わせ先＞大分県労政・相談情報センター ☎097-532-3040（労政福祉課内）

ひとりで悩まず相談を

みんなの人権 110番

受付時間/平日8:30~17:15(全国共通)

ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん

0570-003-110

差別・暴行・虐待・セクハラ・パワハラ・いじめ・体罰・名誉毀損・プライバシー侵害など。

12月4日から10日は人権週間です。

1948年12月10日、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたった「世界人権宣言」が国連総会で採択されました。この宣言の採択を記念して、12月4日から10日までを「人権週間」と定めています。

人権に関する情報はこちらから

ころちゃんのお部屋においでよ!



http://www.pref.oita.jp/site/kokoro/ 大分県人権啓発イメージキャラクター「ころちゃん」



ころちゃんのお部屋

検索

～ともに認め合い ともに育む 一人ひとりの人権～

ヒューマンフェスタ

2015 おいた

日時 平成27年11月28日(土) 10:00～16:00
場所 ガレリア竹町ドーム広場(大分市中央町)

啓発ブース

- さまざまな人権について各ブースでわかりやすくお知らせします。身の周りの人権について考えてみませんか。
- ◆デートDV防止啓発コーナー
- ◆だれもが働きやすい職場になるように
- ◆ハンセン病パネル展示
- ◆命について考える(臓器提供・臓器移植啓発コーナー)
- ◆人権・同和問題にかかわるパネル展示
- ◆原爆パネル展示
- ◆感じようユニバーサルデザイン

10:00～	オープニングイベント
10:20～	人権バンド「フレンズ」(隣保館など人権啓発に関わるみんなで歌います)
11:00～	それいけ!アンパンマン ショー(ショー終了後に写真撮影会)
13:00～	人権作品表彰式
13:40～	アールブリュット展・災害時要援護者の支援の取り組み紹介
14:10～	それいけ!アンパンマン ショー(ショー終了後に写真撮影会)
15:00～	ほのぼのおおのラブLive紹介 障がいのある人もない人も一緒に音楽を楽しもう!
15:20～	アルケミスト ハートフルコンサート(コンサート終了後にサイン会があります)



【執筆】
社会保険労務士
福田数裕氏
社会保険労務士事務所
福田 K & M
大分市青葉台 2-8-13

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

これからのマイナンバー制度への対応について

1 マイナンバー制度がスタートします

この原稿を書いている 10 月末現在、各世帯に「マイナンバー通知カード」の発送が始まったとのことであり、この号が発行される頃には、既にお手元に届いているところかもしれません。

これまで、多くのマイナンバー制度に関する情報が発信されているにもかかわらず、国民的な理解はそれほど進んでいないということがいわれており、この数か月間、マイナンバーに関する説明会やセミナーなどが開催され、新聞報道や関連書籍等多くの情報が発信されています。

また、私ども大分県社労士会でも、この 11 月 19 日（木）に「マイナンバー」～事業所が行うべき事務処理について～をテーマにセミナーを開催することとしています。

2 マイナンバーとは

来年 1 月からのマイナンバー制度の本格的実施を前にして、年金情報の流出や厚生労働省職員の取崩、汚職事件、そして、早くもマイナンバーに関連する詐欺事件が発生するなど、余分なおまげができました。今後、国民一人ひとりに付与された統一番号により、複数の行政機関にある個人情報が横断的に確認することができるようになることで、行政手続きの簡素化、効率化が進み、国民の利便性は格段に向上し、世の中が大きく変わっていくといわれています。

そして、まずは年金、雇用保険、医療保険、生活保護や福祉の給付などの社会保障の手続き、確定申告などの税の手続き、災害対策などの分野において、法律や条例で定められた行政手続に限定してマイナンバーの記載が求められることになるわけですが、将来的には、金融や医療分野等への利用範囲の拡大が検討されているところ です。

またその一方で、マイナンバーが悪用され、又は漏洩した場合などには、個人情報の不正な追跡、突合等が行われ、個人の権利、利益の侵害等が発生する恐れもあることから、マイナンバー法では、マイナンバーの利用制限や厳格な安全管理措置、また、万が一流出した場合には、厳しいペナルティが課せられるなど、個人情報保護法よりも厳格な各種の保護措置がとられています。さらに、それ以外にも民事責任や社会的な信用の失墜など、

大きな影響が及ぶ可能性がありますので、厳重な漏洩防止のための対策が必須であることはいうまでもありません。

3 マイナンバー制度への対応は

このため、今後マイナンバーを直接取り扱う機会が多くなるとされる私どもにとって、多くの情報の中から適切な対応策を選択し、検討しておく必要がありますが、「具体的に、何をどうすればいいのか分からない」「これから対応策を検討したい」という声も聞かれます。

とはいつても、これから本格的実施までの間、整備し、また準備しておかなければならないことは多岐にわたります。既に対応済みというところ、まだこれからというところもあると思いますが、とりあえず今段階でやっておくべきこと、これからどうすればいいのかについて整理しておきましょう。

ア 従業員等への周知、教育

第一は、従業員に対する周知と担当者の教育、研修です。使う資料としては、内閣官房のホームページからパンフレットや動画等を多数ダウンロードできますので、適宜これを利用するとよいでしょう。そして、マイナンバーの「通知カード」が届いたら、厳重に保管し、紛失しないこと、また、その後の利用の便宜から、「マイナンバーカード」の交付を受けておくことなどを徹底しておくことをお勧めします。

なお、通知カードが届いてからは事前収集が可能とされていますが、安全管理等の面から、実際の手続きに必要な段階で、個別に収集するというのもよい（内閣官房ホームページ中「よくある質問（FAQ）A4-2-1」）とされています。

イ 社内体制の整備

第二に、社内における体制整備です。これについては、マイナンバー法の 12 条等でマイナンバーを「取り扱うに当たっては、安全管理措置を講じなければならない」（ただし、中小規模事業者には軽減措置あり）とされており、別途、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（事業者編）」が定められ、安全管理措置の考え方と検討手順について詳述されていますので、これに従って、安全管理措置を講じておかなければなりません。

ウ ガイドラインの内容

このガイドラインでは、安全管理措置の考え方と検討手順について、その前提

として、①マイナンバー関係事務の範囲、②マイナンバー等の範囲、③事務取扱担当者等を明確にするよう義務付けられています。そして、これらを踏まえて、④基本方針の策定（任意ですが、策定することが重要であるとしています。）と⑤取扱規程等の策定（義務的）をしなければならないとされています。

また、講ずべき安全管理措置の内容としては、⑦基本方針の策定（任意）、⑧取扱規程等の策定（義務的）、⑨組織的安全管理措置（義務的）、⑩人的安全管理措置（義務的）、⑪物理的安全管理措置（義務的）、⑫技術的安全管理措置（義務的）を行うよう定められています。

このように、まずは（1）業務の洗い出しを行い、上記①～③で明確化した事務の流れを整理すること、その上で、

（2）マイナンバーの取得から保管、利用、廃棄に至るまでの具体的な取扱いについて、社内規定（基本方針、取扱規程等）の整備、見直しを行うこと、そして、

（3）組織体制や責任者、区域管理、漏洩防止やアクセス制御等の安全管理措置、システムの改修等を行うこと、といった対応策が必要とされています。

4 これからやるべきこと

結構、詳細にわたって厳格な対応策を講じなければならない、とても期日までに間に合わないと感じられるかもしれませんが、事業所規模や取扱業務量等によってやり方は異なると思います。要は、マイナンバーを必要としたときに適正に取得し、厳格に管理する。そして、漏洩することなく、確実に廃棄することが求められているのであり、事業所の規模等によって最低限のやり方で事が足りれば、それもありと考えます。必要とあれば、社労士等外部の専門家に相談や委託する方法もありますので、これからでも充分に対応が可能です。

まずは前記のガイドラインに従って、自社の基本方針の策定と内部規定の整備を行い、そして、自社の立ち位置に応じて、身の丈に合った確実な安全管理方法等の検討に着手することです。拙速な対応をして、大切な個人情報が漏洩してしまつては何のことも分かりません。

また、政府関係機関等からは、これからのいろんな情報が公表されると思います。これらの情報等に留意しつつ、周りの状況も見極めながら、本格的実施に向けて、慎重に対応を検討されるのがいいのではないのでしょうか。

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
24年平均	356,578	305,326	289,796	253,928	66,781	51,396	150.7	155.6	138.5	145.0	12.2	10.7
25年平均	357,977	300,724	289,150	252,865	68,827	47,859	149.3	153.8	136.9	143.6	12.4	10.2
26年 7月	423,174	384,511	291,859	255,239	131,315	129,272	155.6	159.7	143.0	149.8	12.6	9.9
8月	302,373	260,839	290,671	254,603	11,702	6,236	145.2	152.1	133.2	141.0	12.0	11.1
9月	298,197	255,463	291,686	254,947	6,511	516	148.2	154.9	135.8	144.0	12.4	10.9
10月	299,584	257,338	292,851	255,432	6,733	1,906	153.7	158.4	140.9	147.9	12.8	10.5
11月	312,692	274,926	292,376	255,853	20,316	19,073	149.1	154.3	136.1	143.4	13.0	10.9
12月	669,187	577,382	292,901	258,100	376,286	319,282	147.9	153.2	134.5	141.9	13.4	11.3
27年 1月	296,696	266,085	286,003	256,050	10,693	10,035	141.4	151.9	128.7	139.3	12.7	12.6
2月	288,596	257,365	285,561	256,091	3,035	1,274	145.4	151.0	132.6	138.5	12.8	12.5
3月	307,364	265,490	288,223	259,064	19,141	6,426	150.4	160.2	137.1	147.3	13.3	12.9
4月	304,981	262,211	292,538	257,928	12,443	4,283	155.8	161.0	142.4	147.7	13.4	13.3
5月	300,799	257,533	286,844	254,221	13,955	3,312	143.0	150.3	130.5	138.4	12.5	11.9
6月	516,839	455,662	290,100	257,001	226,739	198,661	153.4	160.1	140.8	148.2	12.6	11.9
7月	421,387	356,667	289,412	256,773	131,975	99,894	155.5	162.9	142.8	151.1	12.7	11.8
8月	298,598	267,744	287,214	254,709	11,384	13,035	145.4	151.5	133.2	139.9	12.2	11.6

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)22年=100		鉱工業生産指数(季調済)22年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
23年平均	1.05	1.03	0.65	0.66	99.7	99.7	97.2	100.5	308,838	320,368
24年平均	1.28	1.14	0.80	0.73	99.7	99.9	97.8	99.9	313,874	341,719
25年平均	1.46	1.21	0.93	0.78	100.0	100.1	97.0	97.3	319,170	342,834
26年 7月	1.66	1.37	1.10	0.90	103.4	103.7	97.0	92.8	311,693	286,851
8月	1.65	1.30	1.10	0.92	103.6	104.1	95.2	92.2	305,836	287,111
9月	1.68	1.37	1.10	0.93	103.9	104.2	98.0	97.5	303,614	301,316
10月	1.69	1.52	1.10	0.94	103.6	103.9	98.4	95.2	316,154	345,502
11月	1.69	1.25	1.12	0.96	103.2	103.4	97.9	94.7	306,230	304,049
12月	1.77	1.36	1.14	0.94	103.3	103.3	98.7	96.7	357,772	331,714
27年 1月	1.77	1.62	1.14	0.97	103.1	103.1	102.4	101.1	320,674	339,518
2月	1.63	1.40	1.15	0.99	102.9	103.0	98.9	101.2	291,387	330,093
3月	1.72	1.60	1.15	1.04	103.3	103.6	98.1	106.2	351,974	351,038
4月	1.77	1.50	1.17	1.03	103.7	103.9	99.3	104.2	334,301	342,420
5月	1.78	1.50	1.19	1.07	104.0	104.7	97.2	105.7	317,317	284,276
6月	1.78	1.58	1.19	1.08	103.8	104.1	98.3	101.7	293,042	320,132
7月	1.83	1.44	1.21	1.05	103.7	104.2	97.5	98.7	314,788	277,458
8月	1.85	1.43	1.23	1.04	103.9	104.6	96.3	97.8	317,195	270,701

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) 一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成25年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

仕事と子育て両立支援モデル企業に指定証を交付しました

県労政福祉課は、男性の育児参加やワーク・ライフ・バランスを推進するため、仕事と子育てを両立し働きやすい職場環境づくりに取り組む企業をモデル企業に指定しています。

平成22年度から26年度までに46社を指定しています。今年度は新たに31社を指定し、9月8日(火)、県庁において指定証の交付式を行いました。

本年度のモデル企業は次のとおりです。

▼(株)アサヒライズ ▼(株)あわや ▼(株)ATTS ▼(株)エフ・ワイ・シー ▼大分ゼロックス(株) ▼(株)カワベ ▼神崎鉄工(株) ▼(株)木下築炉 ▼(株)九州ホテルリゾート別府ホテル清風 ▼(株)九州木材市場 ▼九酔溪温泉桂茶屋 ▼(一社)玖珠郡医師会老人保健施設はね ▼くにみ農産加工(有) ▼(株)工藤組 ▼公月測量設計(株) ▼(株)サンウェイ ▼(株)三栄プロット ▼特別養護老人ホーム紫雲荘 ▼(医)仁泉会畑病院 ▼(有)タカキパーツ ▼(株)高山組 ▼(医)同仁会大分下郡病院 ▼日鉄住金テックスエンジ(株)大分支店 ▼(株)はなはな ▼(株)Maeda ▼(有)松本自動車工業 ▼(株)マリー

ンパレス ▼(福)みずほ厚生センター ▼(学)溝部学園 ▼モバイルクリエイト(株) ▼柳井電機工業(株)

指定証交付式の後、神昭雄商工労働部審議監のあいさつに続き、意見交換会を行いました。そこでは、各企業の自己紹介や仕事と子育ての両立に係る取り組みについての紹介、ワーク・ライフ・バランスの推進についての貴重なご意見をいただきました。



神商工労働部審議監とモデル企業に指定された企業の皆さん

ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました

県労政福祉課は、10月8日(木)、大分市ソレイユにおいて、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました。セミナーには県内企業の経営者や労務管理担当者など、125名が参加しました。

セミナーは「一流の中小企業を目指して～経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス～」と題して、拓新産業株式会社(福岡市)代表取締役の藤河次宏氏による講演を行いました。また、「中小企業によるテレワークの実践」と題して、向洋電機土木株式会社(横浜市)広報担当部長の横澤昌典氏が講



藤河次宏氏

演を行いました。

藤河氏からは、働きやすい職場環境づくりを抜本的に行う必要性を感じ、完全週休二日制と有給休暇の完全消化を目標に取り組んだこと。その後も社内研修やコスト削減等を通じて、「一流の中小企業」を目指しているとのお話があり、横澤氏からは、社員と家族の満足度を向上させることがひいては顧客満足につながるとして、ITを駆使したテレワーク制度を始め、様々なワーク・ライフ・バランスの取り組みを実践しているとのお話がありました。



横澤昌典氏

事業主の皆様へ

新規学校卒業者を採用する際は、労働関係法令の規定などを確認してください

厚生労働省は、平成27年9月に告示された「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」をもとに、新規学校卒業者の採用に当たり確認すべき事項をまとめたリーフレットを作成しました。詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000098792.pdf>

事業主の皆様には、新規学校卒業者を採用する際、上記リーフレットや関係法令などを参考に、適正な募集・採用に努めていただくようお願いします。

〈リーフレットの主な内容〉

- ・労働条件を明示してください。
- ・業務内容などを平易な言葉で的確に表示してください。 など





県内の動き



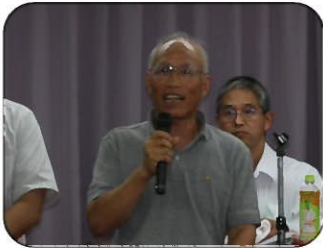
第 27 回定期大会

— 大分県労連 —

大分県労連は 9 月 26 日(土)、大分県保険医会館で第 27 回定期大会を開催しました。

冒頭、日野智子議長が「非正規労働者は増え、社会保障も置き去りにされている。賃上げも必要であるが、それぞれの組織で課題を見つけて、一步一步前進をしてもらいたい。」とあいさつしました。

大会では、組織の拡大・強化、戦争する国づくり反対、ディーセントワークの実現、社会保障の拡充などの取り組みを盛り込んだ 2016 年度の運動方針、2015 年度の決算・2016 年度の予算が承認されました。また、各単産・単組から争議、労働相談活動などの報告がありました。その後、2016 年度の役員選挙が行われ、新しい議長、副議長等が選出されました。議長に選出された山本茂氏(年金者



新議長の山本茂氏

組合)は「労働相談などを見ても、県労連の果たす役割は大きい。要求実現できる強い組合を作っていくた

い。」とあいさつしました。

第 14 回定期大会

— 連合大分 —

連合大分は 10 月 30 日(木)、大分市オアシスタワーホテルで第 14 回定期大会を開催しました。

冒頭、村田正利会長による、2 年間の活動の総括的なあいさつがありました。

大会では、組織の拡大・強化、非正規・未組織労働者、若者への支援政策・制度の実現、ディーセントワークの実現、男女平等社会の実現などの取り組みを盛り込んだ 2016~2017 年度の運動方針、2015 年度の決算・2016 年度の予算が承認されました。

その後、役員改選が行われ、新会長に佐藤寛人氏(日教組)、新事務局長に石本健二氏(基幹労連)が選出されました。会長に選出された佐



新会長の佐藤寛人氏

藤氏は「先輩達が築いた歴史や財産を活かしながら、新たな発想で着実に運動を勧めたい。『見える』連合

運動、総がかりということにこだわっていきたい。」とあいさつしました。

第 11 回労働判例研究会

— 大分県経営者協会 —

大分県経営者協会(幸重綱二会長)は 10 月 30 日(金)、大分銀行赤レンガ館で第 11 回労働判例研究会を開催しました。今回は、いわゆる問題社員に対する企業の対応について検討がなされました。



第 11 回労働判例研究会

勤務態度が悪い社員、協調性に欠け職場の規律を乱す社員、職務能力が極めて低い社員などに対して、企業はどのような判断基準で、どのような対応をすればいいのか。勤怠不良型、労働能力欠如型、セクハラ・パワハラ型などの問題社員の類型ごとに具体的な対応について、判例を参考にしながらポイントを説明、議論されました。

内容調整の後、年内には「問題社員への対応に関するガイドブック」として作成される予定です。

労香だより

大分県労働委員会事務局
TEL 097-506-5251
FAX 097-506-1788

大分県労働委員会 労働相談ダイヤル

TEL. 097-536-3650

大分県労働委員会では、無料で労働相談を実施しています。解雇、賃金未払い、配転など、労使間トラブルでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

※相談時間
月~金の 9 時から 17 時まで

大分県労働委員会
(県庁舎本館 7 階)
〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

平成 27 年 9 月 ~ 10 月の概況

◎ 審査事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
不当労働行為事件	1	0	0	1
労働組合資格審査	1	0	0	1

◎ 調整事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	0	0	0	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎ 個別労働関係紛争関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	0	1	1	0

◎ 会議の開催状況

9月15日 第1572回定例総会
10月13日 第1573回定例総会
10月27日 第1574回定例総会

仕事や職場でのトラブル・悩みことなら

大分県 労政・相談情報センターの「労働110番」へ



労働相談専用ダイヤル 0120-601-540
携帯・公衆電話からは 097-532-3040

非正規雇用相談専用
ホットライン専用電話
097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは、労働者・使用者を問わず、労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の①～③の3種類があります。各相談とも無料です。予約は不要、匿名での相談も可能です。

①通常労働相談(随時)

来所相談、電話相談どちらでもOK!

電話相談は上記電話番号へ

相談日:月～金 受付:8:30～17:15

※土・日・祝祭日、12/29～1/3はお休みです

〈夜間電話相談〉

毎月第三木曜日 17:00～19:00

◇県職員が直接相談を受けます

◇秘密厳守

◇場所: 大分県庁本館 7階

労政福祉課 労働相談室

②巡回特別労働相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇弁護士、社会保険労務士等が、相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます

◆11月30日(月) 大分会場

〈場所〉 ホルトホール大分 4階 409会議室

〈受付〉 13:15～16:15

◆12月24日(木) 佐伯会場

〈場所〉 県佐伯総合庁舎 4階 大会議室

〈受付〉 13:15～16:15

③労働なんでも相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます

◆12月17日(木)～20日(日) 「ハラスメント・いじめ・嫌がらせ」年末集中労働相談会

〈場所〉 県庁本館7階 労政福祉課

〈受付〉 17日・18日 8:30～19:00

19日・20日 10:00～19:00

◆1月14日(木)・日出会場

〈場所〉 日出町中央公民館 1階 青年研究室

〈受付〉 11:00～15:00

大分県 労政・相談情報センターが運営する携帯サイトのご案内

労政・相談情報センターでは県庁ホームページ内に携帯サイト「大分県庁労働相談 @mobile」を設けています。この携帯サイトでは「巡回特別労働相談等の開催日程」や「ワークルール・ミニ知識」「最低賃金」などの情報を掲載していますのでご利用ください。

携帯サイトへのアクセスは右のQRコードを利用されるか、下記アドレスを入力してください。



【アドレス】 <http://www.pref.oita.lg.jp/mobile/soshiki/14530/oitarodo.html>

大分県労政福祉課 出前講座のご案内

大分県労政福祉課では、ワークルールの基礎知識の提供と労働相談窓口の紹介を目的として以下①～③の出前講座を通年で実施しています。経費は無料です。ぜひご利用ください。

- ①学生(高校生以上)向け出前講座
- ②労働者向け出前講座
- ③経営者・労務担当者向け出前講座

お申し込みは常時受け付けています

- ・実施日時や内容はご希望に沿います
- ・講師は労政福祉課職員が出向きます
- ・資料は労政福祉課で全て用意します
- ・講師及び資料に係る経費は無料です

【お申し込み・お問い合わせ先】

大分県労政福祉課労働相談・啓発班

TEL: 097-506-3353

FAX: 097-506-1827

県庁ホームページ内に出前講座の案内ページ(下記アドレス)を用意しています。労働関係パンフレット「これだけは知っておこう ポイント労働法」や「高校生が知っておきたいワークルールの基礎知識」など数冊がダウンロードできます。ぜひご利用ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodokyoiku-0201.html>

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL. 097-506-3354 FAX. 097-506-1827

E-mail: a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html>

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>